

新型コロナウイルス感染症対策特別資金

令和2年3月23日受付開始
令和3年3月31日実行分まで

制度の概要

◆ご利用いただける方

次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ・中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者
- ・市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる方
- ・市税を完納している方
- ・以下のいずれかに該当する方

要件	(1)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1か月の売上高等が前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が3%以上減少する見込みの方	(2)中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の規定に基づき市長の認定を受けた方	(3)中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市長の認定を受けた危機関連保証制度要綱に定める危機関連保証を利用する方
適用期間	—	4号:令和2年6月1日まで	令和3年1月31日まで
備考	—	認定窓口:商工観光課	認定窓口:商工観光課

◆融資限度額及び利率等

資金用途	融資限度額	貸付期間	年利率	備考
運転設備	10,000千円	5年以内	1.0%	据置期間1年以内
		10年以内	1.2%	

◆資金の借り換え

さくら市中小企業振興資金(一般資金)の残債分について借り換えを行うことが可能となります。

(一部不可となる場合がありますので、借り換えを行う際はあらかじめ金融機関等へご相談ください。)

◆保証料

融資を受けるためには栃木県信用保証協会の保証が必要となります。
保証料(条件変更分を除く)については、さくら市が全額負担いたします。

◆利子補給

5年間全額補助

お取り扱い窓口

◆足利銀行氏家支店(682-2321)

◆足利銀行喜連川支店(686-2525)

◆栃木銀行氏家支店(682-2711)

◆烏山信用金庫氏家支店(681-7211)

※融資制度に関するお問合せは、市商工観光課(686-6627)、氏家商工会(682-2019)及び喜連川商工会(686-2122)でもお受けしております。